

令和6年度 三郷町保育実施選考基準点数表

提出された申請書類等をもとに、保育の必要性が高いと認められる児童から順に利用調整を行います。保育の必要性については、「1. 保育事由に基づく基礎点」と「2. 家庭状況等に基づく調整点」との合計点を基本として、総合的に審査、判定します。
 ※特別な事情により加算・減算調整する場合があります。

1. 保育事由に基づく基礎点（保護者のうち低い方の点数を適用）

No.	保育事由	保護者の状況		基準点	
1	就労	1ヶ月当たりの就労時間 (就労時間が不規則な場合はその平均とする)	外勤・自営	160時間以上	12
				140時間以上160時間未満	11
				120時間以上140時間未満	10
				100時間以上120時間未満	9
				80時間以上100時間未満	8
				60時間以上 80時間未満	6
			内職	48時間以上 60時間未満	4
				80時間以上	7
				60時間以上 80時間未満	5
		48時間以上 60時間未満	3		
2	妊娠・出産	出産（予定）日の産前6週、産後8週の間		9	
3	疾病・障がい等	入院	概ね3か月以上の入院が見込まれる	12	
			概ね1か月以上の入院が見込まれる	10	
		自宅療養	入院に相当する治療や安静（常時病臥）を要する	12	
			上記以外で日常生活に著しく支障があり他者の介助を要する	10	
		障がい	身の回りのことは自分でできるが療養を要する	7	
			介護を要する (身体障害者手帳1・2級、療育手帳A判定、精神障害者保健福祉手帳1・2級またはこれらと同程度)	12	
	保育に支障がある (身体障害者手帳3級、療育手帳B判定、精神障害者保健福祉手帳3級またはこれらと同程度)	10			
	上記以外で保育が困難である (身体障害者手帳4級以下またはこれと同程度)	7			
4	介護・看護	同居親族の介護・看護	重度の介護を要する (身体障害者手帳1・2級、療育手帳A判定、精神障害者保健福祉手帳1・2級、要介護4・5またはこれらと同程度)	10	
			中程度の介護を要する (身体障害者手帳3級、療育手帳B判定、精神障害者保健福祉手帳3級、要介護2・3またはこれらと同程度)	8	
			軽度の介護を要する (身体障害者手帳4級以下、要介護1またはこれらと同程度)	6	
		施設入所・入院等をしている親族の介護・看護	介護・看護を要する状態が概ね1か月以上見込まれる	8	
5	災害復旧	震災、風水害、火災等による家屋の損傷やその他災害復旧のため保育が困難である		12	
6	求職活動 (起業準備を含む)	求職活動中または起業準備中である		1	
7	就学	1ヶ月当たりの就学時間	「1. 就労（外勤・自営）」に準ずる	4~12	
8	児童虐待・DV	児童虐待・DVのおそれがある		12	
9	その他	その他上記に類する事由に該当すると町長が認める場合		該当事由 準用	

2. 家庭状況等に基づく調整点

①	ひとり親家庭（母子・父子家庭またはこれらに類する状況）である場合	5
②	生活保護世帯で、就労により自立支援につながると認められる場合 ※保育事由が「求職活動（起業準備を含む）」の場合のみ加算	3
③	生計中心者の非自発的失業により、就労の必要性が高い場合 ※保育事由が「求職活動（起業準備を含む）」の場合のみ加算	3
④	虐待またはDVのおそれがある場合など、社会的養護が必要な場合	15
⑤	申請する児童が障がい等を有し、支援や加配等を要する場合 ※事前に見学のうえ、対応可能施設の確認をお願いいたします	1
⑥	育児休業を終了し、復職する場合	2
⑦	新たに申請する児童の兄弟姉妹が既に町内認可保育園等を利用している場合 ※申請児童の入園前に兄弟姉妹が卒園・退園等する場合は対象外	3
⑧	新たに申請する児童が同時に2人以上の場合	1
⑨	保護者が町内認可保育園等で保育士または看護師として勤務（予定含む）する場合	15
⑩	町内の小規模・家庭的保育事業を卒園（2歳児で保育が満了）し、連携施設の利用を希望する場合 ※連携施設の利用調整時に加算	15
⑪	兄弟姉妹で別々の保育園等を利用しており、いずれかが利用する園への転園を希望する場合 ※小規模・家庭的保育事業卒園後の申請分は対象外	10
⑫	申請書にて「希望施設に入所できない場合は、育児休業の延長も許容できる」を選択した場合 ※これ以外の調整点は加算・減算されません	-12
備考	以下の場合、適用可能な調整点が異なります。 ・自己都合による転園申請の場合：調整点は適用されません ・町外からの広域利用の場合：⑨のみ適用可能です	